

航空自衛隊達第3号
改正昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号
昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号
昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号
昭和53年3月8日航空自衛隊達第6号
平成元年2月28日航空自衛隊達第4号
平成4年6月29日航空自衛隊達第32号
平成5年11月26日航空自衛隊達第42号
平成7年2月10日航空自衛隊達第3号
平成18年3月24日航空自衛隊達第14号
平成19年1月5日航空自衛隊達第1号
平成23年4月1日航空自衛隊達第20号
平成27年12月18日航空自衛隊達第57号
平成30年6月25日航空自衛隊達第17号
令和元年6月27日航空自衛隊達第14号
令和2年12月28日航空自衛隊達第59号
令和3年3月17日航空自衛隊達第18号
令和6年4月1日航空自衛隊達第32号
令和6年6月25日航空自衛隊達第40号
令和6年9月26日航空自衛隊達第58号

航空従事者技能証明及び計器飛行証明の実施に関する達を次のように定める。

昭和42年1月24日

航空幕僚長代理

航空幕僚副長 空将 大室 孟

航空従事者技能証明及び計器飛行証明の実施に関する達

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 航空従事者技能証明（第3条―第6条）

第3章 計器飛行証明（第7条―第10条）

第4章 証明の取消等

第1節 部隊等における手続き（第11条―第16条）

第2節 航空幕僚監部における手続き（第17条―第22条）

第5章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「訓令」という。）の規定に基づき、及び同訓令を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 訓令に定めるもののほか、この達において「部隊等」とは、編制部隊及び機関並びに航空幕僚監部をいう。

第2章 航空従事者技能証明

(技能証明の上申)

第3条 部隊等の長は、所属の隊員が次の各号の一に該当すると認めた場合、訓令第3条第2項及び第3項に規定する技能証明については別紙様式第1の、訓令第3条第4項に規定する技能証明については別紙様式第2の技能証明上申書をそれぞれ作成し、航空幕僚長に提出するものとする。ただし、訓令別紙第1に規定する正規の教育課程又は講習を修了したことにより、当該技能証明の条件を満たす者については、その都度、当該課程等を実施した部隊等の長が一括して上申書を提出するものとする。

(1) 訓令第3条第2項に規定する技能証明

訓令別紙第1第1項から第10項までに規定する条件を満たした場合
なお、訓令別紙第1第3項第1号、第4項第2号、第6項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号に規定する「正規操縦教育課程」とは、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の運用方針について（通達）（防人計第4112号23.4.1。以下「運用方針通達」という。）第7から第12までに掲げる課程をいう。

(2) 訓令第3条第3項に規定する技能証明

訓令別紙第1第11項から第13項までに規定する条件を満たした場合
なお、訓令別紙第1第13項第1号に規定する「正規教育課程」とは、運用方針通達第13に掲げる課程をいう。

(3) 訓令第3条第4項に規定する技能証明

特技制度に関する達（昭和38年航空自衛隊達第62号）別表第2特技職の欄に掲げる中級（専門員）以上の特技を有し、かつ、次に掲げる条件のいずれかに該当した場合

ア 訓令別紙第1第14項に規定する条件を満たした場合

なお、訓令別紙第1第14項第1号に規定する「正規教育課程」及び運用方針通達第14第1項に規定する「各課程の普通科又はこれに相当

する課程」とは、別表に掲げる課程とする。

イ 訓令別紙第1第14項第1号に規定する条件を満たし、運用方針通達第14第3項ただし書の規定を適用する場合

ウ 訓令別紙第1第14項第3号に規定する条件を満たし、運用方針通達第14第2項の規定を適用する場合

2 部隊等の長は、前項第3号イ及びウの規定により、航空幕僚長に技能証明上申書を提出する場合は、別紙様式第2の2の経験算出基礎調査票を作成し、上申書に添付するものとする。

なお、技能証明が付与された場合には、部隊等の長は、当該隊員の人事記録の保管者（人事記録に関する達（昭和38年航空自衛隊達第22号。以下「人事記録達」という。）第3条第1項第1号に規定する保管者をいう。）に当該経験算出基礎調査票を送付するものとし、送付を受けた当該保管者は、人事記録達第2条第3項に規定する保存記録として保管するものとする。

（限定事項拡大の上申）

第4条 部隊等の長は、所属の航空従事者について訓令第4条第5項の規定により技能証明の限定事項の拡大を上申しようとする場合（訓令第3条第4項に規定する技能証明にあつては、運用方針通達第14各項に掲げる条件のいずれかに該当した場合とする。）には、別紙様式第3による技能証明限定事項拡大上申書を作成し航空幕僚長に提出するものとする。ただし、訓令別紙第1に掲げる正規教育課程又は講習を修了したことにより、当該技能証明の限定事項拡大の条件を満たす者については、その都度当該課程を実施した部隊等の長が一括して上申書を提出するものとする。

（限定事項拡大の記載）

第5条 部隊等の長は、所属の航空従事者について防衛大臣が限定事項の拡大を行った場合には、所要事項を当該航空従事者の技能証明書の教育課程欄及び限定事項欄に記載する。

（指定事項の記載）

第6条 部隊等の長は、所属の隊員が技能証明を受けた場合及び所属の航空従事者が技能証明の限定事項を拡大された場合には、次の各号に掲げる指定事項について、運用方針通達及び航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達（昭和34年航空自衛隊達第9号）に基づき当該各号に定める種別等をそれぞれの指定の効力発生日とあわせ技能証明書の備考欄に記載し、指定者名を付記するものとする。

(1) 高級操縦士、上級操縦士又は操縦士の技能証明を有する者について、その者の技能に応じて操縦できるT-4等の区分による航空機の種別

(2) 高級航空士、上級航空士又は航空士の技能証明を有する者のうち機上整

備を行なおうとする者について、その者の技能に応じて機上整備を行なうことができるC-130等の区分による航空機の種別

- (3) 整備士の技能証明を有する者のうち整備の種類が一般整備とされた者について、その者の技能に応じて整備を行なうことができるJ、P又はLの区分による航空機の種類
- (4) 整備士の技能証明を有する者のうち整備の種類が特殊整備又はとう載装備品整備とされた者について、その者の技能に応じて整備を行なうことができるプロペラ関係、油圧関係、計器関係、電気関係、ジェット機関関係、往復機関関係及び機体関係の区分による装置若しくは系統の種別又は航空無線機、航空電子装備、爆撃雷撃航法装置、照準器、火器、写真機、気象機器、落下傘及び救命装具の区分によるとう載装備品の種別

第3章 計器飛行証明

(計器飛行証明試験)

第7条 計器飛行証明試験（以下「試験」という。）は、航空機を保有する部隊等のうちから航空幕僚長が指定する部隊等の長が実施するものとする。

- 2 部隊等の長は、当該部隊が前項による試験を実施する部隊等（以下「試験実施部隊等」という。）に指定されている場合には、所属の航空従事者について試験を実施し、当該部隊等が試験実施部隊等に指定されていない場合には、所属の航空従事者の試験の実施については、もよりの試験実施部隊等の長に依頼するものとする。
- 3 試験を依頼する部隊等の長は、所属の航空従事者で試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）について取得しようとする計器飛行証明の種類ごとに別紙様式第6による計器飛行証明・試験受験者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、もよりの試験実施部隊等の長に送付しなければならない。この場合において、新たに計器飛行証明を受けようとする受験者については随時、計器飛行証明の更新のための受験者については当該証明有効期間満了の月を同じくする者を一括して当該満了月の3月前の月の初日までに送付するものとする。
- 4 試験実施部隊等の長は、新たに計器飛行証明を受けようとする受験者についての試験は、その都度、計器飛行証明の更新のための受験についての試験は、特別な理由のある場合を除き、受験者の有する計器飛行証明の有効期限の3月前の月の初日から、1月前までの間に実施しなければならない。
- 5 試験実施部隊等の長の権限及び責任は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 受験者の受験資格の判定
 - (2) 試験期日の決定及び試験の施行
 - (3) 合否の決定

(4) 前各号に掲げるほか、試験に関する事務

6 試験の実施要領及び判定基準は計器飛行証明試験の実施に関する達（昭和31年航空自衛隊達第43号）に定めるところによる。

（計器飛行証明の上申）

第8条 試験実施部隊等の長は、当該試験を受けた隊員が訓令第7条第3項に規定する条件を満たした場合には、別紙様式第4又は別紙様式第5による計器飛行証明上申書を作成し、計器飛行証明試験総合表（昭和31年航空自衛隊達第43号別紙第2の様式）を添えて航空幕僚長に提出するものとする。ただし、訓令別紙第3に掲げる正規計器飛行教育課程又は講習を修了したことにより、当該計器飛行証明の資格条件を満たす者については、その都度当該課程等を実施した部隊等の長が一括して上申書を提出するものとする。

（有効期間）

第9条 計器飛行証明の有効期間は、当該証明保有者の誕生日から翌年の誕生日の前日までの1年とする。この場合において2月29日に誕生した者についての誕生日は閏年の場合を除き、3月1日とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、新たに受けた計器飛行証明の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の定めるところによる。

(1) 当該計器飛行証明を受けた日から同日後、直近の誕生日の前日までの期間（以下「初度期間」という。）が6月以上の場合……当該期間とする。

(2) 初度期間が6月未満の場合……当該計器飛行証明を受けた日から同日後2回目の誕生日の前日までの間とする。

（計器飛行証明の有効期間の延長）

第10条 試験実施部隊等の長は、計器飛行証明の更新を上申中の隊員については、当該隊員が現に保有する計器飛行証明の有効期限から2月以内の範囲において、当該証明の有効期間を延長することができる。

2 部隊等の長は、前項の規定により計器飛行証明の有効期間を延長された場合には、当該航空従事者の現に保有する計器飛行証明書の有効期間を訂正し、当該証明書の左上に「更新上申中」と記載するものとする。

第4章 証明の取消等

第1節 部隊等における手続

（資格審査）

第11条 部隊等の長は、所属の航空従事者が次の各号の一に該当すると認められた場合には、直ちに当該航空従事者（以下「本人」という。）に航空業務の停止を命ずるとともに、次条に定める航空従事者資格審査委員会（以下「委員会」という。）に付議し、審査させるものとする。

(1) 訓令第11条第1項各号の一に該当する疑いのある事実が発生した場合

- (2) 航空従事者たる適格性に疑いがある場合、その他自衛隊の任務遂行上所属の航空従事者の適格性について審査する必要がある場合
 - (3) 本人から航空業務に従事することを辞退する申出があった場合において、辞退の理由等につき審査する必要がある場合
- 2 航空機を保有しないため委員として適任の者がいない等の理由により委員会を構成することが困難な場合には、当該部隊等の長は、本人が主として年間飛行を行なう部隊等の長又は適当な部隊等の長を通じ、その部隊等の委員会に審査を委嘱するものとする。

(委員会の設置及び任務)

第12条 委員会は、必要の都度部隊等の長が当該部隊等に設置するものとする。

- 2 委員会は、航空従事者の適格性に関し事実の調査及び事案の審査を行なう。
(委員会の組織)

第13条 委員会は、3名以上、7名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、部隊等の長が次の各号の一に該当する部下の隊員のうちから指名した者をもって充てる。

- (1) 1佐職にある隊員
- (2) 人事、防衛若しくは教育の部長又はこれらに相当する内部組織の長
- (3) 飛行運用幕僚
- (4) 人事幕僚
- (5) 医官
- (6) その他部隊等の長が必要と認める者

3 次に掲げる者は、委員となることができない。

- (1) 審査の対象となった事実に関係のある者若しくは関係のあった者又は職務上その事実に係る処分等に関与した者
- (2) 本人の4親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族である者又はあった者

4 委員のうち部隊等の長の指定する者1名を委員長とする。

5 委員長は、委員会を総括する。

(審査の方法)

第14条 審査は、原則として本人に出頭を求め口頭により行なうものとし、やむを得ない場合には書面によることができる。

2 委員会は、やむを得ず書面により審査を行なう場合であっても、本人に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 委員会は、審査にあたって本人からの申出があった場合には、隊員のうちから代理人を出席させなければならない。

- 4 委員会は、審査にあたって必要があると認める場合には、本人の上官、その他の隊員に参考人として出頭を命ずることができる。
- 5 委員会は、審査にあたって本人その他関係者に審査上必要とする記録その他の資料を提出させることができる。
- 6 審査は、当該委員会に付議されてから20日以内に終了させるものとする。
- 7 委員長は、委員会の終了にさきだち票決を行なうものとし、別紙様式第8による資格審査委員会票決表を作成するものとする。

(審査結果の報告)

第15条 委員長は、審査終了後すみやかに調書を作成し、証拠資料及び資格審査委員会票決表を添えて部隊等の長に報告しなければならない。

2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査を行なった委員がこれに記名しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 本人の氏名、職名及び階級
- (3) 審査の場所及び年月日
- (4) 審査を行なった委員の氏名、職名及び階級
- (5) 委員会の意見（少数意見を含む。）

(証明の取消し等の上申)

第16条 部隊等の長は、前条に規定する報告に基づき訓令第11条第1項又は第2項に規定する取消し又は停止（以下「証明の取消等」という。）を行なうべきものと判断した場合には、審査調書その他の必要書類に意見を付した上申書を航空幕僚長に提出しなければならない。証明の取消等は行なわないうが、限定事項及び第6条に規定する指定事項の種別等を変更すべきものと判断した場合においても同様とする。

2 部隊等の長は、前項の上申書の提出を行なわなかった場合にはすみやかに本人に対する航空業務の停止を解除しなければならない。

3 部隊等の長は、所属の航空従事者が操縦者の資格審査に関する達（昭和31年航空自衛隊達第34号）に規定する資格審査に合格しなかった場合又は航空業務に従事することについて辞退の申出をした場合その他証明の取消し等に関し事実関係の明らかな事案については、本人に航空業務の停止を命ずるとともに、所要の調書に意見を付した上申書を航空幕僚長に提出するものとする。

第2節 航空幕僚監部における手続き

(中央航空従事者資格審査委員会への付議)

第17条 航空幕僚長は、次の各号の一に該当すると認めた場合には、次条に定める中央航空従事者資格審査委員会（以下「中央委員会」という。）に付

議するものとする。

- (1) 前条に規定する部隊等の長の上申を却下し、又はその内容を修正しようとする場合
- (2) 前条に規定する部隊等の長の上申に対し、その上級部隊等の長が重大な異なった意見を付した場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、訓令第11条第2項の規定の適用を必要と認める場合
(中央委員会の設置及び任務)

第18条 中央委員会は、必要の都度航空幕僚長が航空幕僚監部に設置するものとする。

2 中央委員会は、証明の取消し等に関し、航空自衛隊における最終の審査を行なう。

(中央委員会の組織)

第19条 中央委員会は、3名以上7名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、人事教育部長及び航空幕僚長が次の各号に掲げる者のうちから指名した者をもって充てる。

- (1) 人事教育計画課教育室長
- (2) 補任課長
- (3) 防衛課長
- (4) 運用支援課長
- (5) 医官
- (6) その他航空幕僚長が必要と認める者

3 人事教育部長である委員を委員長とし、委員長に事故あるときは最先任者である委員が委員長の職務を行なう。

4 第13条第3項の規定は本条の委員について準用する。

(審査の方法)

第20条 審査は書面に基づき行なうものとする。

2 中央委員会は審査にあたって必要があると認める場合には、本人に出頭を命じ並びに本人の上官その他の隊員に参考人として出頭を命ずることができる。

3 中央委員会は審査にあたって本人その他関係者に審査上必要とする記録その他の資料を提出させることができる。

4 審査は、特別な事由のある場合を除き、当該委員会に付議されてから20日以内に終了させるものとする。

5 中央委員会は、審査上必要があると認める場合には委員又はその他の隊員に事実の調整を行なわせることができる。

(審査結果の報告)

第21条 第15条の規定は、中央委員会の審査結果の報告について準用する。
この場合において第15条中「部隊等の長」とあるのは「航空幕僚長」と読み替えるものとする。

(防衛大臣への報告)

第22条 航空幕僚長は、部隊等の長の上申、中央委員会の審査の結果の報告等に基づき証明の取消等を行うべきものと判断した場合には訓令第11条第7項に規定する報告を防衛大臣に対して行う。

第5章 雑則

(再交付)

第23条 航空従事者は、訓令第12条第1項及び第2項の規定により技能証明書又は計器飛行証明書の再交付を受けようとする場合には、別紙様式第7による再交付申請書を部隊等の長を通じて航空幕僚長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、現に保有する証明書（計器飛行証明書の場合にはその写）を添付しなければならない。ただし、証明書を亡失した場合には、亡失の理由を記載した書面をもって代えることができる。

(記載事項の訂正)

第24条 部隊等の長は、訓令第12条第2項に規定する記載事項の訂正を行なうものとする。

附 則

この達は、昭和42年2月1日から施行する。ただし、昭和42年2月1日から同年4月30日までの間に誕生日をむかえる者に対し、当該期間中に実施する計器飛行証明試験については第7条第4項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和44年7月18日から施行する。

附 則（昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号）

この達は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和53年2月27日から施行する。

附 則（昭和53年3月8日航空自衛隊達第6号）

この達は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号）

この達は、平成元年2月28日から施行する。

附 則（平成4年6月29日航空自衛隊達第32号）

- 1 この達は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の航空自衛隊文書規則の規定による様式の内紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号）

- 1 この達は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の内紙は、残存部数に限り使用することができる。

附 則（平成7年2月10日航空自衛隊達第3号）

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号）

- 1 この達は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている改正前の航空自衛隊文書管理規則別紙様式第1による様式は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成23年4月1日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日航空自衛隊達第57号）

この達は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年6月25日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成30年6月25日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年12月28日航空自衛隊達第59号抄）

- 1 この達は、令和2年12月28日から施行する。
- 3 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の内紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和3年3月17日航空自衛隊達第18号抄）

- 1 この達は、令和3年3月18日から施行する。

附 則（令和6年4月1日航空自衛隊達第32号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月25日航空自衛隊達第40号）

この達は、令和6年6月25日から施行する。

附 則（令和6年9月26日航空自衛隊達第58号）

この達は、令和6年9月26日から施行する。

別表（第3条関係）

正規教育課程

教育課程の名称	整備の限定事項
航空機整備幹部課程	一般整備、特殊整備、搭載装備品整備
ヘリコプター整備員課程 航空機整備員課程 エンジン整備員課程	一般整備、特殊整備
機上電子整備員課程	一般整備、搭載装備品整備
油圧整備員課程 電機整備員課程 動力器材整備員課程 計器整備員課程 工作整備員課程	特殊整備
情報通信幹部課程 火器管制装置整備員課程 救命装備品整備員課程 武器弾薬整備員課程 警戒管制レーダー整備員課程 電算機整備員課程	搭載装備品整備

- 注：1 教育課程の名称の欄には、試行の課程を含む。
- 2 機上電子整備員課程修了者に係る一般整備の限定事項の指定については、令和6年4月1日以降に実施された「機上電子整備員課程（転換）」又は「機上電子整備員課程（拡充）」を修了した者及び令和6年9月1日以降に実施された「初級機上電子整備員課程」を修了した者に限る。

別紙様式第1 (第3条関係)

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
(補任課長気付)

部隊等の長

技 能 証 明 上 申 書

階級	氏 名 (生年月日)	業務の 種類	技能証明 の種類	限 定 事 項			操縦(航 空士等勤 務) 期間	飛行 時間	現有技能証 明の種類、 番号、取得 年月日	計器飛行証 明の種類、 番号、取得 年月日	身体 検査	教育課程の 名称、修了 年月日又は 試験合格の 名称、合格 年月日	備 考
				種類	等級	型式							

- 注：1 本様式は、整備以外の航空業務に従事する者の技能証明について使用する。
 2 業務の種類欄には、訓令第2条第1号から第5号までの業務の別を記入する。
 3 技能証明の種類欄には、訓令第3条第2項又は第3項に規定する種類の別を記入する。
 4 備考欄には、事故の有無及び航空法に規定する技能証明を有する者についてその旨を記入する。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する(別紙様式第6まで同じ。)

別紙様式第 2 (第 3 条関係)

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
(補任課長気付)

部隊等の長

整備士技能証明上申書

階級	氏名 (生年月日)	整備の種類	指定事項	整備士について必要な経験 点	実務経験期間	現有技能証明の種類、番号、取得年月日	教育課程の名称、 修了年月日	備考
				点				
				点				

- 注：1 整備の種類欄には、訓令第 4 条第 4 項に規定する整備の種類を別を記入する。
 2 指定事項欄には、本則第 6 条第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を記入する。
 3 整備士について必要な経験欄には、訓令の運用方針別紙第 1 の 1 1 関係第 2 項により計算して得た点数を記入する。
 4 実務経験期間欄には、正規課程修了後の期間を記入する。

別紙様式第2の2（第3条関係）

経験算出基礎調査票

部隊等の長

（調査日 年 月 日）

所 属		階 級		氏 名		認識番号	
整備の種類 指定事項				職 務			
区 分	期 間	年 数	学校／部隊／会社		課程／職務	点数	
学歴及び専攻 課程内容							
自衛隊におけ る履修課程名							
自衛隊歴及び 職務内容							
社会人歴及び 職務内容							
総合計点							
国家試験によ る資格免許等 の種類及び取 得年月日	(種類) (取得年月日)						

別紙様式第3（第4条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
(補任課長気付)

部隊等の長

技能証明限定事項拡大上申書

階級	氏名 (生年月日)	現有技能証明の 種類、番号、取 得年月日	業務の種類	拡大しようとする航空機			拡大しようとする業務の種類又は整備の種類	教育課程の名称、 修了年月日又は試 験合格年月日	備考
				種類	等級	型式			

注：業務の種類欄には現に従事する業務の種類を記入する。

別紙様式第4（第8条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
（補任課長気付）

部隊等の長

計器飛行証明（緑）上申書

所属	階級	氏名 (生年月日)	現有技能証明の種類、取得年月日	現有計器飛行証明の種類、取得年月日	計器飛行時間数	天候による計器飛行時間数	過去1年間の計器飛行時間数	過去6月間の計器飛行時間数	過去6月間の計器進入による進入回数	飛行時間数	操縦期間	有効計器装置	備考

- 注：1 飛行時間欄には、試験日の前日までの分を記入する。
2 備考欄には、試験日その他を記入する。

別紙様式第5（第8条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
（補任課長気付）

部隊等の長

計器飛行証明（白）上申書

所属	階級	氏名 (生年月日)	現有技能 証明の種類、取得 年月日	現有計器 飛行証明 の種類、 取得年月 日	過去6月 間の計器 飛行時間 数	過去6月 間の天候 による計 器飛行時 間数	過去6月 間の計器 進入によ る進入回 数	教育課程 の名称修 了年月日	試 験 日	有効計器 装置	備 考

注：米空軍の計器飛行証明を有する者については、その旨を備考欄に記入する。

別紙様式第6（第7条関係）

計器飛行証明（緑・白）試験受験者名簿

年 月 日 _____

部隊等の長 _____

階 級	氏 名 (生年月日)	現有技能証明の種 類、取得年月日	現 有 計 器 飛 行 証 明 の			備 考
			種 類	取 得 年 月 日	有効期間満了年月日	

別紙様式第7（第23条関係）

航空幕僚長 殿
（補任課長気付）

技 能 証 明 書 再 交 付 申 請 書
計 器 飛 行 証 明 書

所属_____認識番号_____
階級_____氏 名_____

※1 (技能証明書
計器飛行証明書) を (破損した) ので、下記により再交付されたく関係書類を添えて申請する。
亡失した
汚損した

記

再交付を要する証明書	技能証明書の種類・番号・取得年月日	計器飛行証明書の種類・番号・取得年月日
	変更事項	新 旧

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する

添付書類：

配布区分：

別紙様式第8（第14条関係）

資格審査委員会票決表

委員長名	階 級	職 名
票 決 日	令和 年 月 日	
出席委員	名	
本人名	階 級	所 属
第1回票決	<ul style="list-style-type: none"> 1 航空従事者としての資格を取り消す。 2 航空従事者としての資格を停止する。 3 限定事項の一部を取り消し又は指定事項の一部を変更する。 4 航空従事者としての資格を変更しない。 5 棄 権 	<ul style="list-style-type: none"> 票 票 票 票 票
第2回票決	<ul style="list-style-type: none"> イ 第1回票決において2と決定した場合 <ul style="list-style-type: none"> 1 停止 _____ 月 票 2 停止 _____ 月 票 3 停止 _____ 月 票 4 棄権 票 ロ 第1回票決において3と決定した場合 <ul style="list-style-type: none"> 1 限定事項 _____ を取り消す。 票 2 指定事項 _____ を _____ に変更する。 票 3 指定事項 _____ を取り消す。 票 4 棄 権 票 	
第3回票決	<ul style="list-style-type: none"> 第1回及び第2回の票決に加え、又これらの票決にかかわらず次の事項を勧告する。 1 配置転換 票 2 再教育 票 3 _____ 票 4 _____ 票 5 棄 権 票 	

- 注：(1) 票決は、委員会の最後において行うものとする。
 (2) 票決には、委員長も加わるものとする。
 (3) 第1回票決において、2又は3、又は両項が他の事項と共に最高同数の得票をえた場合には、第2回票決において、2又は3、又は両項についても票決するものとする。
 (4) _____ 上には委員会における提案を適宜記入する。